第１回伊佐市公立学校等の在り方検討委員会

開催日時 ： 令和８年７月９日（木） 午後３時 00 分から
開催場所 ： 伊佐市役所菱刈庁舎 ３階大会議室

日　　程

1　開会

2　委嘱状交付

3　職員紹介

4　教育長あいさつ

5　委員長・副委員長選出

6　諮問

7　協議
⑴文部科学省の手引きについて
（国の適正規模・適正配置の考え方）

⑵本市児童生徒数の推移及び学校規模について

⑶今後のスケジュールについて

⑷その他
（会議の記録方法・情報開示等）

8　その他
（参考資料）保護者アンケートの結果

9　閉会

伊佐市公立学校等の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、本市立学校等の今後の望ましい在り方について、その方針を検討するため、伊佐市公立学校等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、伊佐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言を行う。

（１）　伊佐市公立学校等の教育形態や適正な規模、適正な配置等の在り方に関すること。

（２）　その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員25人以内をもって組織する。

２　委員会に必要に応じて部会を置くことができる。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　公共的団体等の代表者

（３）　小中学校の代表者

（４）　小中学校保護者の代表者

（５）　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

２　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年７月９日

伊佐市公立学校等の在り方検討委員会委員長　殿

伊佐市教育委員会

諮　問　書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1　諮問事項

○　伊佐公立学校等の望ましい教育形態や適正規模、適正配置等について

2　諮問理由

別紙のとおり

別紙

諮　問　理　由

伊佐市教育委員会は、本市における人口減少や少子化に伴い、児童生徒数の減少傾向が進行し、市周辺部の学校の小規模化が進み、市中心部の学校との教育環境に大きな相違が生じてきている状況にあるため、「伊佐市の児童生徒によりよい教育を受けさせる」という教育環境の維持向上を図る観点から、平成 22 年 11 月に「伊佐市立中学校再編成実施計画」を策定した（平成 23 年９月変更）。

そして、「伊佐市立中学校再編成実施計画」に基づき、平成 27 年度に大口中学校、山野中学校、大口南中学校を統合し、大口中央中学校を開校した。

小学校に関しては、伊佐市の「第１次総合振興計画」の政策である「市民だれもが活躍できる自治づくり」、具体的にはコミュニティの醸成・定着を図るために、「小学校の再編成は当面見送る」こととした。

その後、平成 29 年３月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、「教育委員会は、規則で定めることころにより、その所管に属する学校ごとに、学校の運営及び必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」とされたことを受け、本市においては、平成 29 年度に５校、翌年度からは市内小・中学校 16 校すべての学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の住民が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、学校規模に関わらずコミュニティスクールとして地域とともにある活力ある学校の実現に努めてきた。

一方、本市の児童生徒数は、大口中央中学校が開校した平成 27 年度は、小学生 1,192 人、中学生 617 人、計 1,809 人であったが、10 年が経過した令和７年度には、小学生 1,009 人、中学生 477 人、計 1,486 人（323 人減少）となった。このような状況の中で、伊佐市教育委員会は、国や県の取組や、令和５年度から令和９年度までの５年間のまちづくりの方向性を示した「第２次伊佐市総合振興計画（前期計画）」及び、平成 30 年度から令和６年度までの「伊佐市教育振興基本計画（後期計画）」の取組の成果と課題を踏まえながら、令和７年度から令和 11 年度までの「第２次伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」を策定した。

「第２次伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」では、本市児童生徒数の減少を踏まえ、「将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、児童生徒が『生きる力』を育むことができる学校教育を保障する観点から、本市における学校の適正規模・適正配置の在り方について検討する時期にきている」とした。令和８年２月末現在の本市年齢別人口によれば、７歳以上は 150 人以上となっているものの、５歳 135 人、３歳 111 人、２歳 102 人、１歳 106 人となっている。本市においては、「１学年 100 人」となりつつある現状において、「小学校の再編成は当面見送る」としてきた小学校の在り方を検討することは、本市の児童生徒はもとより、まちの将来にとっても欠かすことのできない非常に重要なことと捉えている。

全国的にもいじめや不登校、学習意欲や自己肯定感の低下等の教育課題に対し、児童生徒の発達や能力に応じた柔軟かつ連続性のある教育システムの構築が希求され、小中一貫教育や義務教育学校等の新たなタイプの学校が制度化されるとともに、ＧＩＧＡスクール構想のもと、一人１台タブレットを活用したオンラインの授業など、授業の在り方も変革期を迎えている。

そこで、すべての児童生徒の学習を保障する上での、「本市公立学校等の望ましい教育形態や適正規模、適正配置等」について、貴委員会の意見を求めるものである。

【令和８年度　伊佐市の児童・生徒数の推移】

資料１

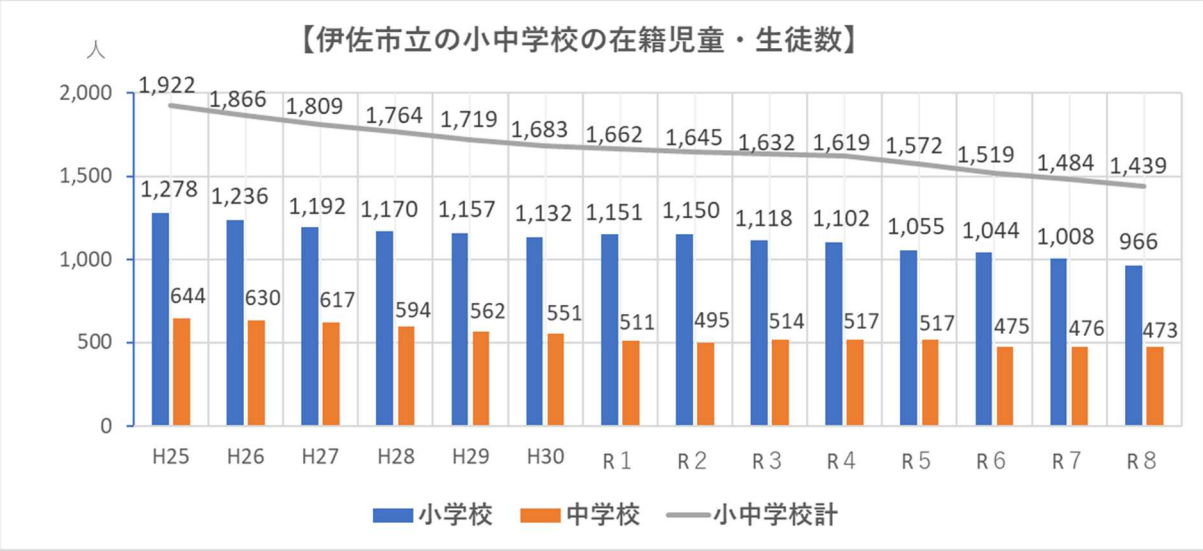

【各校区内在住の児童生徒数将来推移】　　令和８年３月３１日現在

区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	6年後増減
大口小学校区	418	399	386	386	348	325	310	△25.8%
大口東小学校区	72	62	62	60	50	44	36	△50.0%
牛尾小学校区	24	21	24	22	19	17	15	△37.5%
山野小学校区	43	34	33	31	31	32	38	△11.6%
平出水小学校区	15	15	13	13	12	11	9	△40.0%
羽月小学校区	124	127	124	119	121	100	87	△29.8%
羽月西小学校区	9	8	9	11	8	8	7	△22.2%
曽木小学校区	30	26	23	21	15	12	11	△63.3%
針持小学校区	7	7	8	8	6	4	3	△57.1%
本城小学校区	42	38	36	31	27	27	26	△38.1%
南永小学校区	2	2	2	3	3	3	1	△50.0%
菱刈小学校区	74	68	63	57	58	59	62	△16.2%
田中小学校区	90	85	85	72	61	54	51	△43.3%
湯之尾小学校区	42	40	37	35	36	36	33	△21.4%
小学校区計	992	932	905	869	795	732	689	△30.5%
大口中央中学校区	380	397	394	364	356	362	378	△0.5%
菱刈中学校区	155	151	141	137	132	127	113	△27.1%
中学校区計	535	548	535	501	488	489	491	△8.2%
合計	1,527	1,480	1,440	1,370	1,283	1,221	1,180	△22.7%

（注）　この表は各校区に在住している児童生徒数であり、私立学校及び県立学校に進学する児童生徒や特認校制度を活用する児童生徒の数が含まれるため、在籍する児童生徒数とは異なります。

資料２

令和８年度　伊佐市立小・中学校規模

令和８年４月９日現在

※　学級数は特別支援学級を除いたもの、特認校制度考慮あり
学校名下の数字は児童生徒数

＜学校規模の適正化＞【学校教育法施行規則第41条】
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。（中学校も準用）

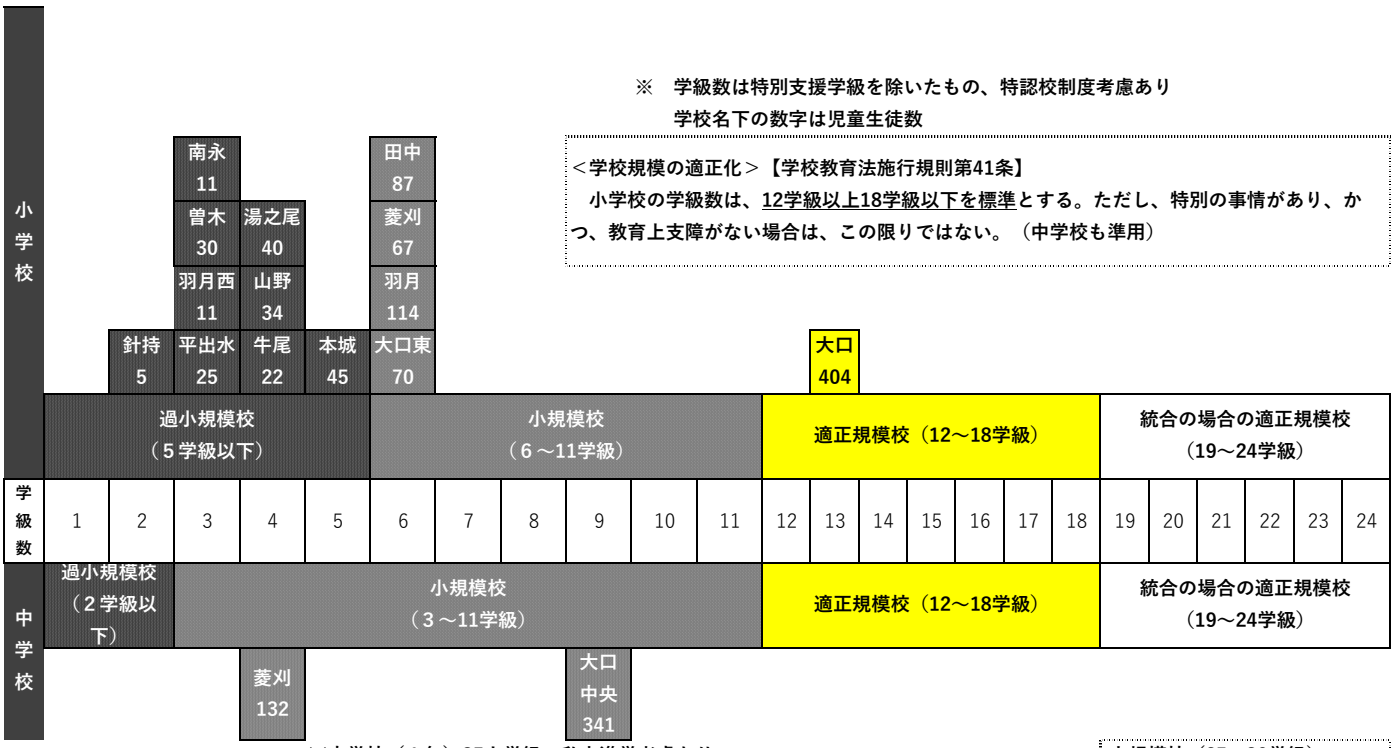

※中学校（１年）35人学級、私立進学考慮あり

（注）学校規模の分類は、文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和59年）より

大規模校（25～30学級）
過大規模校（31学級以上）

令和13年度　伊佐市立小・中学校規模（予測）

令和８年３月31日現在

（令和13年度＝令和６年度出生の子どもが小学校入学の年度）

※　学級数は特別支援学級を除いたもの、特認校制度考慮なし
学校名下の数字は児童生徒数

＜学校規模の適正化＞【学校教育法施行規則第41条】
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。（中学校も準用）

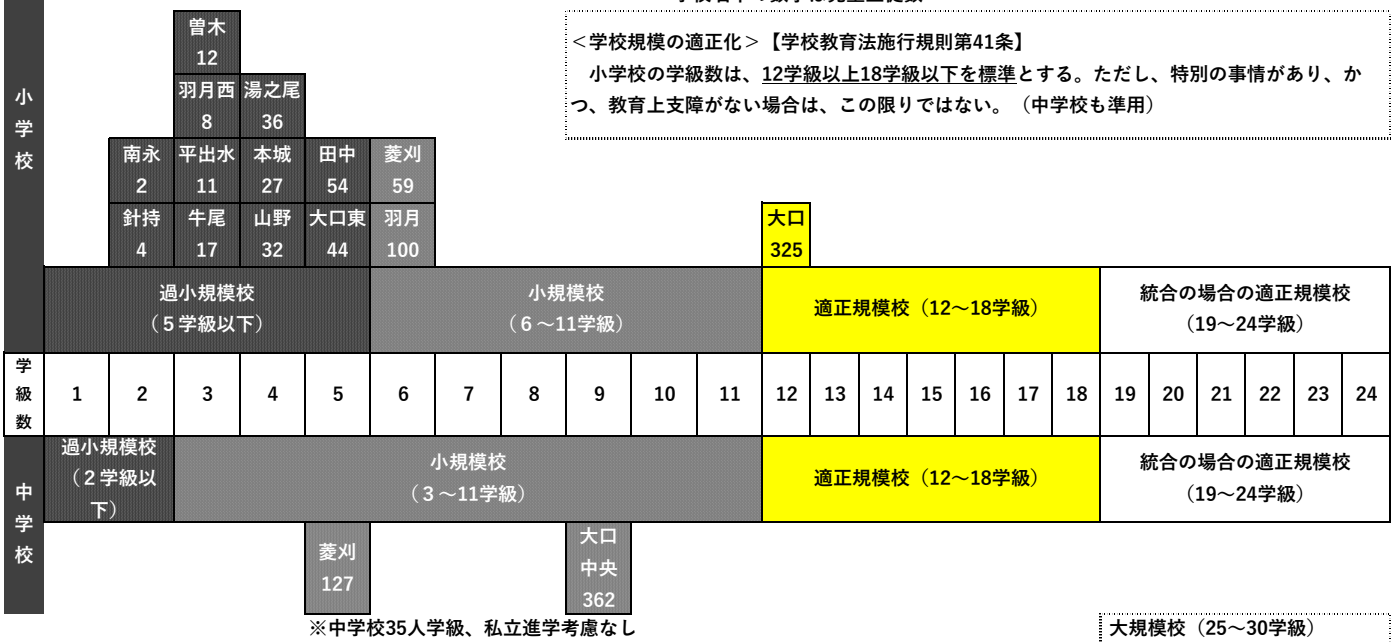

※中学校35人学級、私立進学考慮なし

（注）学校規模の分類は、文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和59年）より

大規模校（25～30学級）
過大規模校（31学級以上）

「伊佐市公立学校等の在り方検討委員会」スケジュール（予定）

年度	回	主　な　検　討　内　容
令　和 ８年度	第１回 ７月	１　委嘱状交付 ２　委員長・副委員長選出 ３　諮問 ４　文部科学省の手引きについて ５　本市児童生徒数の推移等について ６　今後のスケジュールについて ７　次回の予定について
	第２回 11 月	１　保護者アンケートの結果について ２　県内における学校の在り方検討の状況について ３　児童生徒アンケートの実施について ４　次回の予定について
	第３回 ２月	１　児童生徒アンケート結果について ２　保護者及び児童生徒アンケートに基づく方向性について ３　次年度の検討委員会について ４　次回の予定について
令　和 ９年度	第４回 ７月	１　委嘱状交付（交代があれば） ２　令和８年度の検討状況の振り返り ３　本市の今後の方向性について ４　次回の予定について
	第５回 ９月	１　県内視察 ・ 施設参観 ・ 学校経営状況等の質疑 ２　次回の予定について
	第６回 11 月	１　県内視察の振り返り ２　答申案についての質疑 ３　次回の予定について
	第７回 １月	１　最終答申案についての質疑 ２　答申の決定 ３　検討結果の答申 ４　今後の予定について